

平戸荘ショートステイセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白寿会が運営する平戸荘ショートステイセンター(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(及び指定介護予防短期入所生活介護の事業)(以下、「施設サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は介護職員等の従業者(以下「従業者」という。)が利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者(介護予防にあっては要支援者)に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態及び要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の援助その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他保健・医療サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 : 平戸荘ショートステイセンター

(2) 所在地 : 長崎県平戸市紐差町450番地

(特別養護老人ホーム平戸荘内)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、従業者は指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム平戸荘)職員を兼務する。

(1) 施設長(管理者) 1名

施設長は、老人福祉法・介護保険法その他関係法令の規定に従い、職員を指揮監督して施設の運営管理に従事するとともに、地域社会及び関係機関との連絡調整にあたる。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2) 事務職員 3名

事務職員は、施設長の指示を受け、施設の運営管理に係る庶務及び財務事務に従事する。

- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施並びに職種間サービス提供上の連絡調整に従事する。
- (4) 介護支援専門員兼介護職員 1名
介護支援専門員兼介護職員は、多職種と連携を図り、利用者のニーズに応えるとともに利用者の介護支援に関する業務に従事する。介護職員の指導及び相談、援助に従事する。
- (5) 介護職員 23名
介護職員は、利用者の日常生活の援助及び相談に従事する。
- (6) 看護職員 3名
看護職員は、医師の指示に従い常に利用者の健康状態に応じてその看護及び保健衛生に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 2名
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (8) 医師 1名
医師は、利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 栄養士 2名
栄養士は、利用者の献立作成、利用者への栄養指導、栄養相談、栄養アセスメント、栄養ケアプランの立案などを行う。
- (10) 調理職員 7名
調理職員は、栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
- (11) その他の職員 3名
主に施設内の清掃および洗濯業務に携わるとともにその他の指示に従い業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は、10名とする。

(施設サービスの内容及び利用料)

第6条

- 1 施設サービスの内容は次のとおりとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 生活の援助

- ① 食事の援助
- ② 排せつの援助
- ③ 衣類脱着の援助
- ④ 入浴の援助
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- (2) 食事の提供
- (3) 機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 送迎
- (6) 相談及び援助
 - ① 生活、身上、援助に関する相談、助言
 - ② その他必要な相談、助言
- (7) その他のサービスの提供
 - ① 教養娯楽設備等の整備
 - ② レクリエーション、行事等の実施

指定短期入所生活介護

短期入所生活介護費

- | | |
|-------|----------------------------|
| 従来型個室 | 要介護1、2、3、4、5の区分
により算定あり |
| 多床室 | 要介護1、2、3、4、5の区分
により算定あり |

機能訓練加算あり

送迎加算あり

サービス提供体制強化加算あり

夜勤職員配置加算あり

介護職員処遇改善加算あり

指定介護予防短期入所生活介護

併設型・空床利用型介護予防短期入所生活介護費

- | | |
|-------|------------------|
| 従来型個室 | 要支援1、2の区分により算定あり |
| 多床室 | 要支援1、2の区分により算定あり |

機能訓練加算あり

送迎加算あり

サービス提供体制強化加算あり

夜勤職員配置加算あり

介護職員処遇改善加算あり

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、介護保険負担限度額認定証に記載

された食費及び滞在費の負担限度額超えない範囲とする。括弧内は各段階の負担限度額。

1日あたり

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費 (多床室)	¥370 (¥0)	¥370 (¥370)	¥370 (¥370)	¥370 (¥370)	¥855
居住費 (個室)	¥1171 (¥320)	¥1171 (¥420)	¥1171 (¥820)	¥1171 (¥820)	¥1,260

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	¥1,445 (¥300)	¥1,445 (¥600)	¥1,445 (¥1,000)	¥1,445 (¥1,300)	¥1,445

3 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者又はその家族の文書による同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、平戸市の平戸中学校区、中野中学校区、中部中学校区、南部中学校区、野子小中学校区の区域とする。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(緊急時の対応方法)

第9条 事業所は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は協力医療機関の平戸市民病院への連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者並びに利用者の家族に連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行なう。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を、夜間の想定を含めて、年 2 回以上、定期的の実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

(秘密保持等)

第 14 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、管理者は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(法令との関係)

第 15 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する
- 12 この規程は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行する
- 13 この規程は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行する
- 14 この規程は、2020（令和 2）年 3 月 1 日から施行する
- 15 この規程は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する
- 16 この規程は、2021（令和 3）年 8 月 1 日から施行する